

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む） 第三卷

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43858 |

昭和三十三年

事務次官

アフリカ局長

アジア局長

アジア参事官了

アジア局第一課長

午後一時半

沖繩立法院決意の件

（以三二六五）
（アフリカ局長一）
（141）

総務課長事務局長事務局長より在記。この通り電報連送のありた。

一、本日（五日）午後二時頃立法院議決の件及び沖繩事務所

軍用土地委員会聯合会 会長 藤江朝幸、副会長 池原新藏

計七名の外務次官 アフリカ局長 アフリカ一課長 橋本氏の

事務の予定

二、昨日（六日）同代表一行は午後一時五十分外務大臣室へ

樞秘

外務省

アフリカ局長
32-6-5
局長附

来

会員の占ス

振込書に

確認済

五分に限ります。

お見廻りの會見。立法院議決の件及び沖繩事務所

軍用土地委員会聯合会 会長 藤江朝幸、副会長 池原新藏

計七名の外務次官 アフリカ局長 アフリカ一課長 橋本氏の

外務省

一課長 野上

丸

潮見

沖縄の土地布令第一六四号に關する沖縄代表との

打合せ

昭和三十三、六、一〇

了、一課

一日時場所 六月十日、外務省

一主 佐 南方連絡事務局

一出席者

沖繩側 星親星、新里岩崎秋政府立法院議員

(安里議員欠席)

系江軍田(土)連合会長他三名

政庁側 石井南連事務局長、他係官

一平賀法務省参事官

一南法制局参事官

外務省

1)

外務省土屋事務官(ア)二他係官二名
梁井事務官(オ三)

一議事内容

沖繩側親星議員から先般^岸議程に對しても渡米の際は一括

松阻止のため御尽力とお願してあるが、今後米側が一括松強

行を立法化した布令第一六四号の内容については幾多の疑問

点があり、現地米側の説明を納得できないので、別添問題

外務省

2)

3)

是はついでに父すしと法律的回答に拘束せらるるに政府
 の解散を示されなく併せて沖繩住民の要望がある一括抵
 阻のついでに交換をわが国と交換し、屋議員を補足的に
 沖繩住民の一括抵文の理由に経済的理由にもあるが、それ
 以上の沖繩が祖口に復歸する場合米倒が沖繩の土地
 に対して限定付土地保有権というふうな前代未聞な権利
 を設けることは祖口にとつても神聖な不利益となること

4)

憂慮する次第であること述べた。
 次で尚題点の中や屋議員及び桑江其田土地連合会
 長が質問し、法務省平賀参事官が主としてこの中の回答し
 た。
 本別添尚題点の起草者安里議員が参加しなかつた
 ため質問は若干精確さを欠いた感があつた。
 尚題点の二及び三に付て平賀参事官から「米法」

5)

いう土地所有権の觀念は必ずしも民法のいう土地所有権
 の觀念とは一致しない。實に說明し、限定付土地保有権に
 ついては米例がこのように新に権利を設定した根拠とこの
 権利育ちのから解款し、行くより他なく、所有権を住民に保有
 せしめようとするところからみれば、日本にいう永久地上権は、その強度
 が抑他の権利をもつものと解款されるが、施政权者たる米例
 は、この種権利の設定も可能である。

6)

實に三三三の平和条約の三三三條は、軍部と
 を至済上ともいっておらず、ただ米例の沖繩に對し施政権
 を持つことを規定したものである。
 尚、題点四、土地所有権は地主に幾分かあるのみであり、地上
 物件の買受人が土地保有権を承継することはない、占有使
 用のついでに當然地主と新に契約することが必要である。又
 後の項は、この地上物件所有者は地主に買取請求を
 する命令からみよ。

米の権利は出ている。

尚題五、六については施政権区域の場合一般原則として既得権は尊重せねなくてはならぬが、若し日本米の日本固有の権利制度に切替えられるようにならば、これ以後は日本の法律秩序にのまざる措置がとらるゝこととなる。

2)

尚題五、七、八、アライズ報告を仰ぐことになり、米

8)

としては地代の年払いについて地主との間に開着を認めないのことは根拠不足の一措法の措置に出ずとみられるが、地代年々補償金額が容観的にかつ地主も満足せしめ得ない場合、住民は米倒に對し適正補償の請求出来る必要を認め、倒から米倒の當りと主張をなさるは、この点のみを考慮せらる。尚題六、一措法の対価の供託金を、関係者が受領し得ない場合、米倒は二年を超過すべしと規定せしめらる。

11)

勤心も起さね、限り住民の足並が揃はなるといふやうのが、
 務者以外にはおらぬ、日本人の生命と危険に對して、
 厳重の抗議 さかすま （利益の保護） 在外口民の保護権なると
 いう法律論の拘泥とせぬといふ、この沖繩住民の （保護） 左の強力
 に對米折衝をやつていふべきだ。沖繩では祖國からのしや寄
 り沖繩が基地化してると感じ、おりに、このよきとせ左困難
 といふ復讐 いづれ復讐
 祖國の育めの出来る日を行つて甘受するところがあるか、安んずる

12)

一、折衷さうな住民の窮境について祖國政府におつてもせよ
 考慮して、いふべきだ、中々中々として、沖繩の基地そのものにも
 反対がなく、（米） 反対運動もやるまいな。
 右にいつても、右側から沖繩倒す、（米） 左にいつても、左側から
 出さなくとも、強力に折衷折衝をやつておれ、山片総理も今
 日の渡米の際して、沖繩問題について米倒す話合はれる
 べき、（米） 先方の折衷折衝をやつて

沖繩軍用土地接收に関する問題点

- 一、 限定付土地保有権の意義性質を明らかにしたい。
入江教授「実質からすれば無期限地上権」
加藤助教授「返つて来ることのあるべき不動産権」
何れの場合も所有権はその儘残ると解しているが、英米法の「所有権」のもつ意義に照し疑義なきか。土地保有権は所有権の一種で限定付保有権は解除条件付売買による権利の移転ありと解せられないか。
- 二、「この権利は米国が最早それを必要としないことを決定し、その権利の放棄を通告したときまで存続する。」
とあるが、このような期限の到来を権利者の一方的意志決定に任せた法の態様が英米法において存在するのか。
- 三、 土地收用令当面の目的は軍事上必要とすることに在るが、この法は軍事目的を表面に出していない（それは他国の領土内に軍事基地をもつことは少くとも条約上の明文の上に根拠を置かねばならず、平和条約第三条はこれに該当しないと米国自身考えているためと解するか、それとも日本外務当局は平和条約第三条の後段の規定から米国が軍事基地設定のために沖繩を利用する国際上の権利ありと解しているのか。）から軍事上必要でなくなつても米国が経済上その他何等かの目的のために必要と認めるなら放棄する機会はないと思われ。極東の緊張化の続く限り沖繩を保有するとの米国の声明はこの布令の権利の持続によつて基地は縮少或は廃しても事実上保持の継続を可能ならしめると思われるかどうか。
- 四、 限定付土地保有権によつて設置された地上物件は譲渡可能とされているが、その地上物件の譲受人は土地保有権をも承継し地主に対抗できるか。それとも地主と新たな契約を為さなければ占有使用の権利はないか。
この場合地主が承諾しなければ地上物件の買取請求権が譲受人に対し行使できるか。地主は事実上買取る資力が無い場合が絶対的に予想されるが、その結果として使用を認めざるを得ない立場に追込まれた場合地主の権利は果して満足に保護できるか。
- 五、 限定は土地保有権そのものは譲渡できるかどうかは条文には示されていないが、排他的物権の性質上当然その権利者において譲渡処分行為が許されると解せられるかどうか。この場合将来沖繩の施政権が日本に回復されても米国の資本と経済力によつて多くの軍用地たりし土地と施設が米国に利用されることによつて経済的植民地化される危険

性が多分にあるが果してき憂か。

六、かゝる権利が沖繩において設定された場合施政権の返還に當つては物はその負担と共に異動するのであるから米国の施政下にあつた際設定された米国の権利を施政権回復した日本の法の下にこれを剝脱することは許されないと解するがどうか。

七、一括払いした額は現在の地料（これは米国の一方的に認定したもの）を標準として計算されている。地料は一度定められても経済事情、物価の変動、近隣の状況等に照し不相当の場合は改定できるのが原則である。然し一括払してしまえばはやその改定の権利なく地価が一般に騰貴しても地主は文句は云えず、この権利取得者は地主の利益において莫大な利益を永久に得ることとなるが斯かる実態が生じても正義に反せず財産権を尊重する民主主義の原理にも反しないで正しいあり方と思われるか。

八、米国は一九五三年布告第二十六号によつて黙契による賃借権を獲得せりとして地料を毎年支払いし予想される将来においてもその占有使用を妨げる事情存しないにかかわらず、強いて地主の反対を押し切つて、これを限定付土地保有権に切り替え一括払せんとするねらいはどこにあると判断するか。

九、「強制収用手続は目的とした権利の取得を關係地主と協議してそれが成立しない場合にのみ適用される。」といひ「合衆国は告知書に記載された権利を取得するために協議する努力を払うこと。」と明記されてあるが、例えば五月四日に発せられた告知第一号によれば自由譲渡の意思あるものは五月十八日まで通告する様、とあるのみで協議につき何等示されてない。且つこの譲渡の方式内容を今日まで示されてない。

（譲渡書の内容にどんな事が書かれてあるかが問題である。それなしに諾否の返答は勿論協議のしようもない筈である。）

然るに五月十八日までに出出がないからこれを強制収用する旨六月四日に早くも通告していることは米国が果して基本的人権を尊重し、自由を擁護する民主主義原理の下に住民福祉のために沖繩の施政に當つていと云えるであらうか。

一〇、地主の一括払反対の意思は明白であり、それ故にこそ強制手続が為され米国が一方的にその対価を供託して弁済の責任を免れる措置をとつてゐるが、二年内にこの金を受け取らねばこの預託された金は米国が引出して永久に米国のものになると規定されているが、飽くまで反対すれば土地を只で取りあげると云うのと同様であり果してかゝる権力をもつて人民の財産を強奪するに等しいことをする事例が世界にあるだらうか。

十一 不用になつて地主に返されるとしても原状回復、復元補償の義務が米国にないとなれば良田化して耕作不能の荒地となつた死物を抱く地主の損害は永久であり莫大である。斯かる結果を来たす権利の行使が假令これが権力によつて為されるとしてもその権力行使は正当なる権力の行使として是認される法の原理があるか。

十二 本布令は沖繩において米國が軍事優先の立場を前提として為してをり全住民はあけて反対している。この対立する二の主張の解決は「軍備競争によつては平和はもたらされず正義と正直、相互の理解と相手方を尊敬する念がその武器とならねばならぬ」との國連十周年記念式典における米國大統領の言明並びに「政治外交が軍事に優先する」との尊敬すべき憲法の精神に米國が反省し立ち帰ることによつてのみ可能であり、この点において法の解釈を越えて米國國務省當局と日本外務當局の政治折衝に期待される。若し今日においてこれが阻止されず米軍當局の既定方針が強行されれば将来における日米間の友好協調を阻害する種を播き悔を後に残すことにならざるが果して當局は米國を理解に導きこれを是正する自信を熱意をもつて居れるか。沖繩八十万県民の悲願が一つにここにかかつていることを布令第一六四号の多くの疑義に加えて強く訴えたい。

| 市町村名 | 告知 箇所 | 坪数 | 補償額 | 備考 |
|---|-----------------------|-------------------|-----------------------|------|
| 宜野湾 | 55 告知未提出 | 1,111 | 27,775 | |
| 神添 | 16 117 | 2,700 | 535,607 | |
| 那覇 | 1 100 42 145 | 4,798.6P 2,411 | 10,362,55P 120,552 | |
| 那覇計 | | 7,209.6P | 10,483,111 | |
| 具志頭 | 48 148 | 54,189.43 | 157,167 | |
| 知念 | | | | 付 L. |
| 佐敷 | 51 151 | 1,256 | 12,724 | |
| 久米島 仲里 | 12 106 2 102 | 11,818 28,885 | 248,250 491,045 | |
| 久米島 仲里計 | | 40,703 | 739,295 | |
| "具志川 | 2 102 | 42,84P | 211,546 | |
| 上野 | 11 120 | 51,777 | 1,094,838 | |
| 平良 | 11 120 | 6,090 | 159,140 | |
| 合計 | | 462,655.12 | 23,093,468 | |
| <p>註. 本調査は電設照会によりなされたため若干の誤謬があると思う。</p> | | | | |